



TRD RALLY CUP by JBL 2020 規則書

2020/02/28 正式版 発行

2020/04/03 一部改訂 ※1.2-1 下線部

※13.2.1-1-19 下線部

※13.3.1-1-18 下線部

目次

公示 2

共通規定 2

シリーズ車両規定 5

 CUP-1（NCP131/NCP91） 8

 CUP-2（ZN6/ZC6） 15

競技規定 22

本競技会は、FIA 国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則およびその細則、本シリーズ規則、各地区大会の特別規則に従って開催される。

第 1 条 イベントおよび競技会の名称・開催日およびその地域

1.1) 定義

本競技は以下の大会からなる。詳細は本条以下に示す。

1.1-1) 大会名称 TRD RALLY CUP by JBL

全シリーズを通じての全大会名称または単独開催となる特定の大会名称を TRD RALLY CUP by JBL とし、略称を TRDC とする。

1.1-2) シリーズ主催

全大会を通じてのイベント主催は(株)トヨタカスタマイジング&ディベロップメント・TRD を主体として構成される TRD RALLY CUP by JBL 事務局(以下、TRDC 事務局)が担う。

本イベント内での各種意思決定における最終判断は TRDC 事務局が行う。

1.1-3) 各大会主催

各大会における主催は本規則第 3 条に記載されたオーガナイザー及び各大会事務局が担う。

1.2) 開催日程・概要

各大会は下記の通り開催される。

1.2-1) TRD RALLY CUP by JBL 2020 開催日程

下記の通り開催する。

参加資格および賞典・シリーズポイントの付与については本規則書第 10 条および第 18 条に従う。

TRD RALLY CUP by JBL 2020 開催日程

ラウンド	日程				場所	距離
Rd1 ※1	3 月	21 日	(土)	～	福岡県	約 120km
Rd2 ※2				※延期	群馬県・埼玉県	約 250km
Rd3 ※3	8 月	1 日	(土)		高知県	約 150km
Rd4 ※4	8 月	22 日	(土)	～	京都府	約 140km
Rd5 ※5	10 月	3 日	(土)	～	愛知県	約 150km

- ※1 2020 年 JAF 九州ラリー選手権第 1 戦/JMRC 九州ラリーチャンピオンシリーズ第 1 戦
JMRC 九州ラリーチャンピオンシリーズ第 1 戦「MCA CAPRICCIO 2020」内ヘクラスを編入
- ※2 2020 年 JAF 東日本ラリー選手権第 4 戦/JMRC 関東カップ 群馬ラリーシリーズ第 1 戦
「ネコステ山岳ラリー2020」内ヘクラスを編入
- ※3 2020 年 JAF 中四国地区ラリー選手権第 3 戦/JMRC 中国・四国ラリーシリーズ第 3 戦
西日本グラベルラリーシリーズ 2020 第 2 戦「四国のてっぺんラリー2020in 嶺北」内ヘクラスを編入
- ※4 2020 年 JAF 中部・近畿ラリー選手権第 4 戦/JMRC 近畿 SS ラリーシリーズ第 2 戦
「丹後半島ラリー 2020」内ヘクラスを編入
- ※5 2020 年 JAF 中部・近畿ラリー選手権第 7 戦/JMRC 中部ラリーチャンピオンシリーズ第 3 戦
2020 年 JMRC 中部ラリーチャレンジシリーズ第 3 戦「シロキヤラリー in 豊根・豊田」内ヘクラスを編入

第 2 条 競技種目・格式

ラリー競技開催規定の細則「スペシャルステージラリー開催規定」に従ったスペシャルステージラリー
準国内格式および国内格式

第3条 オーガナイザー

3.1) TRD RALLY CUP by JBL 2020 オーガナイザー

TRD RALLY CUP by JBL 2020 オーガナイザー

ラウンド	オーガナイザー名称	所在地	代表者
Rd1	モータリストクラブあかしや	福岡県北九州市小倉南区志井 2-9-28	斉藤 龍
Rd2	ネコステラリーチーム	埼玉県比企郡川島町上八ツ林 122-1	鈴木 亥
Rd3	モータースポーツサークルサンライズ	愛媛県四国中央市土居町津根 3527-1	堀川 竜二
Rd4	大阪電気通信大学体育会自動車部	大阪府堺市中区堀上町 31-6	梅津 佑実
Rd5	チームシロキヤ	愛知県豊田市宝町玉泉 80-2 有限会社エスアールエス内	金子 敏邦

3.2) TRD RALLY CUP by JBL 2020 各種問い合わせ先

公式 web サイト/シリーズ・エントリーに関するお問い合わせ先	
<問い合わせ先>	株式会社トヨタカスタマイジング&ディベロップメント 第2MS事業室 〒259-0157 神奈川県足柄上郡中井町境440 TEL: 0465-81-8730 FAX: 0465-81-8745 e-mail: hiroshi_nashiki@toyota-cd.co.jp

第4条 参加台数・参加申込期間

4.1) 定義

各大会の参加台数および参加申込期間は本条以下に示す。

なお、各大会における参加台数は各特別規則書記載の台数をもって確定とする。

また、申込期間における受付時間は各大会特別規則書に明記する。

4.2) 各大会 参加台数・参加申込期間

TRD RALLY CUP by JBL 2020 参加台数・参加申込期間

ラウンド		参加台数	申込期間
Rd1	MCA CAPRICCIO 2020	各主催者より随時公開	
Rd2	ネコステ山岳ラリー2020		
Rd3	四国のでっぺんラリー2020in 嶺北		
Rd4	丹後半島ラリー2020		
Rd5	シロキヤラリーin 豊根・豊田		

※ 参加台数は編入される地区大会との合計

第5条 競技スケジュール

各大会特別規則書に明記する。

第6条 大会役員

各大会特別規則書に明記する。

第7条 競技役員

各大会特別規則書に明記する。

第8条 公式通知

本規則書および各地区大会特別規則書に記載されていない競技運営に関する規則および指示は、公式通知によって指示される。

第9条 参加申込・参加料及び保険

各大会特別規則書に明記する。参加者は申し込みの際、各大会特別規則書の内容を間違いなく確認し、準じて申し込みをすること。

9.1) TRD RALLY CUP by JBL 2020 保険の加入

各大会特別規則に準ずる。

第 10 条 参加の制限

本条の通り定める。

10.1) クルー（ドライバー、コ・ドライバー）の参加資格

クルーは下記資格を有していなければならない。

- ① 日本国内で有効な普通自動車以上の運転免許
- ② 2020 年 JAF 国内競技運転者許可証 B 以上

10.2) クラス設定

下記の通り定める。

10.2-1) TRD RALLY CUP by JBL 2020 クラス設定

下記の通り車両クラスを設定する。

クラス	対象車種・条件	車両規定 ※
CUP-1	ヴィッツ 1,500cc 限定 (NCP131/NCP91)	RPN・RJ・RF
CUP-2	トヨタ 86(ZN6)・スバル BRZ (ZC6)	RPN・RJ・RF

※2020 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編

10.3) 過去の競技実績によるドライバーの参加制限

下記に該当する者は、TRD RALLY CUP by JBL 2020 : CUP-1/CUP-2 へのドライバーとしての参加を認めない。

ただし、コ・ドライバーとしての参加は制限をしない。

国際競技： 国際格式の各国ラリー選手権参戦経験者および

各国 ASN および FIA 公認競技において、ドライバーとして過去シリーズ 6 位以上入賞経験者

国内競技： 2016 年 12 月 31 日 18 時～2019 年 12 月 31 日 18 時に全日本ラリー選手権各大会において各クラスのドライバーとして 6 位以上入賞を経験している者

第 11 条 参加受理

本条の通り定める。

11.1) TRD RALLY CUP by JBL 2020 参加受理

各大会特別規則に準ずる。

第 12 条 参加車両

全ての参加車両は道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有する車両で、競技中においても常に保安基準に適合する状態かつ乗車定員分の座席を有し、一般公道で有効な任意保険に加入している車両でなければならない。

各クラスにおける参加車両は、本条 1 および 2 に記載された車両型式および条件に該当し、かつ第 10 条に定められた各クラスの車両規定に準じて製作されなければならない。

(例：Vitz GR SPORT “Racing” Package や Vitz GR SPORT “GR” 等は架装車両となり、架装部品による改造や変更を加えた車両とみなします。)

シーズン中においても本条 1 および 2 に追加に適用していると TRDC 事務局が判断した場合、本条の改定を公示したうえで車両型式を追加する場合がある。

12.1) CUP-1 (NCP131/NCP91)

NCP131	DBA-NCP131-AHMKV	(Vitz RS 5MT) (Vitz GR SPORT 5MT) (Vitz RS Racing) (Vitz GR SPORT “Racing” Package 5MT) ※1
	DBA-NCP131-AHXVK	(Vitz RS CVT) (Vitz GR SPORT CVT) (Vitz GR SPORT “Racing” Package CVT) ※1
NCP91	DBA-NCP91-AHXVK	(Vitz RS 1,500cc CVT)
	DBA-NCP91-AHMKV	(Vitz RS 1,500cc 5MT)
	DBA-NCP91-VPKMKV	(Vitz RS TRD Racing)
	DBA-NCP91-VWMJXV ※2	(Vitz “TRD SPORT M” CVT)
	DBA-NCP91-VWMJMV ※2	(Vitz “TRD SPORT M” 5MT)

12.2) CUP-2 (ZN6/ZC6)

ZN6	●BA-ZN6-▲2A8 ※3	(トヨタ 86 RC)
	●BA-ZN6-▲2B■ ※3	(トヨタ 86 G)
	●BA-ZN6-▲2E■ ※3	(トヨタ 86 GT)
	●BA-ZN6-▲2L■ ※3	(トヨタ 86 GT “Limited”)
	●BA-ZN6-VPNT8▲ ※3	(トヨタ 86 “Racing”)
	●BA-ZN6-WMJC■▲ ※3	(トヨタ 86 GR SPORT)
ZC6	●BA-ZC6	(BRZ)
	●BA-ZC6-●2E■ ※3	(BRZ R)
	●BA-ZC6-●2E■ ※3	(BRZ TRCustomize Package)
	●BA-ZC6-●2▲■ ※3	(BRZ S)
	●BA-ZC6-●2L■ ※3	(BRZ GT)
	●BA-ZC6-●2L■ ※3	(BRZ STI Sport)
	●BA-ZC6-▲288 ※3	(BRZ RA“Racing”)

※1 表記はベース車両型式

※2 エキゾーストマニホールドを純正に戻さなければならない。

※3 “●”は D または 4 を、“▲”は、A,B,C,D,E,F,G,H を、“■”は 7 または 8 の記号・数字を表す。

第 13 条 車両規定

13.1) 定義（一般規定）・安全規定

13.1.1) 定義（一般規定）

2020 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RPN・RJ・RF 車両で、第 11 条に記載された車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

13.1.1-1) 本規定における品名および品番の表記

本条以下に示す品名および品番は全て（株）トヨタカスタマイジング&ディベロップメント・TRD 製の製品を示し、同社より出荷および推奨された状態を維持して使用しなければならない。

13.1.1-2) 指定部品

TRDC 事務局で使用が義務付けられた部品。

指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。

これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、本規定で許可されている項目以外の一切の加工（修正加工を含む）・調整・改造は許されない。

13.1.1-3) 認定部品

TRDC 事務局で使用が認められた部品。

認定部品以外に純正部品の使用も認められる。

これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、一切の加工（修正加工を含む）・調整・改造は許されない。

ただし、事前に TRDC 事務局に申告を行い、承認を受けた場合は当該部品の代替品の使用を認める場合がある。

13.1.1-4) 同一車両型式・純正（メーカーラインオフ状態）

自動車検査証または当該自動車製造者発行のカタログの型式欄に記載されている「記号及び数字

（ただし、DBA 等の排出ガス規制を表す記号を除いたハイフン以降の記号部分をいう。DBA-ZN6 とあれば、ZN6 を指す。）」を同一の車両を同一車両型式として取り扱う（ただし、JAF 登録車両規定第 2 条 2 による車両は除く。）

ただし、新車登録時に持ち込み登録となる架装車両および特別設定車種等については、

記載された車両型式であっても同型式の標準（ベース純正）車両に対して改造・変更を加えたものとみなし、

同一型式ではない車両とみなす。

13.1.1-5) 純正部品

当該自動車製造者発行のカタログに示される同一車両型式・同一年式・同一グレードにおける

メーカーラインオフ時装着の当初装着部品および当該自動車製造者により代替品として指定されている部品。

第 11 条にて定められた車両をベースにした持ち込み登録車両の架装に使用された部品は含まれない。

13.1.1-6) 燃料への混入物

複数の燃料を混ぜて使用することを含み、指定された燃料に対し、空気を除き、その他の気体／液体／固体を混入して使用することは一切禁止される。

13.1.1-7) 最低重量

カタログに記載された車両重量から当該車両の燃料タンク容量に比重 0.74 を乗じた値（小数点以下切り捨て）を減じ、これに安全装備（ロールケージ等）の重量として 35kg を加えた値とする。

なお、重量計測の条件は下記の通り。

- ・搭乗者/搭載物/工具およびジャッキの重量は含まない。
- ・潤滑油/冷却水/ブレーキ油等の液体は標準容量を満たす。
- ・燃料タンク/ウインドスクリーンウォッシャータンク/ヘッドライトウォッシャータンク/水噴射タンクは空にする。
- ・スペアタイヤ/ホイールの重量は含まない。

13.1.1-8) バラスト

搭載は許されない。

13.1.1-9) 排出ガス

暖機運転後アイドリング状態において、CO:1%、HC:300ppm を超えないこと。

13.1.2) 安全規定

13.1.2-1) 配管類

13.1.2-1-2) 配管類の保護

加工・変更は許されない。

13.1.2-1-3) 配管類の取付け

加工・変更は許されない。

13.1.2-1-4) 配管および取付具の仕様

加工・変更は許されない。

13.1.2-2) 安全ベルト

メーカーラインオフ時に装備されている安全ベルト（3点式）に加え、4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。
2020年JAF国内競技車両規則第2編第2章第2条および第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。

13.1.2-3) 消火装置

消火装置の装着が義務づけられる。
2020年JAF国内競技車両規則第2編第2章第3条に従うこと。

13.1.2-4) ロールケージ

2020年JAF国内競技車両規則第2編第2章第4条に従い、RJ・RPN・RF各規定に沿ったロールケージを装備すること。

13.1.2-5) けん引用穴あきブラケット

すべての車両はすべての競技に際して前後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。
2020年JAF国内競技車両規則第2編第2章第6条に従うこと。

13.1.2-6) 飛散防止フィルム

側面および後部のウィンドウに無色透明の飛散防止フィルムを貼付することが強く推奨される。
2020年JAF国内競技車両規則第2編第2章第7条に従うこと。

13.1.2-7) 頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)

頭部および頸部の保護装置の装着を強く推奨する。
なお、装着する場合は2020年FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項および
2020年JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

13.1.2-8) ヘルメットおよびレーシングスーツ

クルー分のヘルメットおよびレーシングスーツを装備することが義務付けられる。
2020年JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

13.1.2-9) その他の安全装備

下記の搭載備品が義務付けられる。

・三角停止板(2枚)	・非常用信号灯（発煙筒）	・赤色灯
・牽引ロープ	・救急薬品（ファーストエイドキット）	・OK/SOSボード(A3サイズ,2枚)

13.1.2-10) 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することが出来る。
ただし、健常者は使用しないこと。

13.2) CUP-1 (NCP131/NCP91) 車両規定

13.2.1) 一般改造規定

13.2.1-1) 一般改造規定

参加車両は、2020 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編による RPN・RJ・RF 車両であること。
また、本規則書一般規定および安全規定を全て満たし、かつ、次の各項に従ったものでなければならない。

当規定で定められていない項目は全て当初のままで、加工、変更および改造は一切許されない。
さらに、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着は、
その効果の有無を問わず一切許されない。

日本国内で販売されている同一車両型式車種用の純正部品(NCP131/NCP91 用のみ)を使用することは認められる
(TRDC 事務局で認めた部品を除き、輸出仕様車専用部品の使用は許されない)。

TRDC 事務局が車検時に使用する故障診断システムにおいて異常と判断される状態であってはならない。

13.2.1-1-1) エンジンおよび補機

13.2.1-1-1-1) エンジン本体

日本国内で販売されている NCP131 および NCP91 用純正部品に限り使用が認められる。
純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。
TOYOTA GAZOO Racing Netz Cup Vitz Race に使用しているトヨタヴィッツ「Vitz GR SPORT “Racing” Package」
の車両に施されているエンジン封印を解除することは認められる。
ただし、上記レースへ参加する場合は、再度封印の施されたエンジンへ換装すること。

13.2.1-1-1-2) エンジンシールドおよびエンジンアンダーカバー

エンジンルーム内に機械部品を隠すことを目的としたプラスチック製エンジンシールドは、
美観を保つこと以外に機能を有さないものであれば、取外しが認められる。

13.2.1-1-1-3) アクセルケーブル

加工、変更は許されない。

13.2.1-1-1-4) ボルトおよびねじ

加工、変更は許されない。

13.2.1-1-1-5) フライホイール

加工、変更は許されない。

13.2.1-1-1-6) ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が認められる。

13.2.1-1-1-7) ラジエター

本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。また、導風板や導風ダクトの取り付けも許されない。
ただし、ラジエターキャップは変更が認められる。

13.2.1-1-1-8) ラジエターファン

加工、変更および取外しは許されない。

13.2.1-1-1-9) ラジエター配管

リザーバータンクの加工、変更等の改造は許されない。また、ホース類の変更も許されない。
ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は認められる。

13.2.1-1-1-10) サーモスタット

変更は自由。ただし、取り付け部の加工は許されない。

13.2.1-1-1-11) オイルクーラー

装着は認められない。

ただし、「Vitz GR SPORT “Racing” Package CVT」は標準装着のものに限り使用が認められる。
仕様は全て当初のままとし、加工、変更および取り外しは許されない。

13.2.1-1-1-12) オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

13.2.1-1-1-13) オイルフィルター

変更は自由。ただし、当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

13.2.1-1-1-14) オイルパン

加工、変更等の改造は許されない。

ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は認められる。

13.2.1-1-1-15) エンジンマウント

TRDC 認定部品への変更が認められる。

品番： 12305-NP900 (エンジンマウント RH)

品番： 12372-NP300 (エンジンマウント LH)

品番： 12363-NP900 (エンジンマウント RR)

13.2.1-1-2) 点火装置

13.2.1-1-2-1) スパークプラグ

同等品への変更のみ認められる。

13.2.1-1-2-2) レブ・リミッター

加工、変更は許されない。

13.2.1-1-2-3) ハイテンションコード

同等品への変更のみ認められる。

13.2.1-1-3) 電子制御装置

電子制御にかかわる部品の一切の加工、変更は許されない。

13.2.1-1-4) データロギング（エンジン制御データおよび実走行データ記録装置）

データロギングシステムの使用は認められるが、入力側のセンサーはその機能を含みメーカーラインオフ状態の仕様であること。

ただし、水温、油温、油圧、エンジン回転についてはセンサーの追加も認められる。

純正部品から車両のデータを変更することは一切許されない。

13.2.1-1-5) 冷却装置

サーモスタットおよびラジエターキャップの変更のみ認められる。

13.2.1-1-6) インジェクションシステム

純正部品からの加工、部品の変更は一切許されない。

13.2.1-1-7) 吸気装置（エアクリナー）

エレメントの変更のみ自由。エアクリナーボックス、配管を含むその他の変更は一切許されない。

13.2.1-1-8) 潤滑油系統

純正部品からの加工、変更は一切許されない。

13.2.1-1-9) 排気系

変更することが認められる。

変更する場合は、2020 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編および

第 4 編付則「ラリー車両およびスピード SA 車両の後付マフラーに関する付則」に従い、

「純正品表示」「装置型式指定品表示」「性能等確認済表示」のいずれかの表示があること。

マフラーの脱落防止を目的とした補強は認められる。

13.2.1-1-10) シリンダーヘッドガスケット

純正部品からの加工、変更は一切許されない。

13.2.1-1-11) オートクルーズ

装置の接続は外すことが認められる。

13.2.1-1-12) 総排気量

加工、変更は許されない。

13.2.1-1-13) 過給機

装着は許されない。

13.2.1-1-14) シャシー

13.2.1-1-14-1) 駆動方式

駆動方式の変更は許されない。

13.2.1-1-14-2) 最低地上高

9cm（アンダーガードを含む）を確保すること。

また、車両の1つの側面すべてのタイヤの空気が抜けた場合であっても、車両のいかなる部分も地面に接してはならない。

このテストは出走状態で（ドライバーが搭乗し）平坦な地面で行われる。

13.2.1-1-14-3) ラバーマウントおよびブッシュ

TRDC 認定部品への変更もしくは純正部品の使用のみ許される。下記 TRDC 認定部品を加工して使用することは許されない。

品番：48609-NP900（フロントアッパーサポート）

品番：48755-NP100（リアアッパーサポート）

品番：48752-NP900（リヤサスペンションサポートストッパー）

品番：48654-NP900（フロントロワーアームブッシュ）

品番：48726-NP900（リヤサスペンションアームシートインナー）

品番：48726-NP910（リヤサスペンションアームシートアウター）

13.2.1-1-15) 駆動装置

13.2.1-1-15-1) クラッチ

クラッチディスクおよびクラッチカバーは重量を含み自由。

ただし、数および直径の変更、ならびにカーボン製の使用は許されない。

13.2.1-1-15-2) フライホイール

純正部品のみ使用が許される。純正部品に対する一切の加工・仕様変更も許されない。

13.2.1-1-15-3) ギアボックス

純正部品のみ使用が認められる。純正部品からの一切の加工、仕様変更も許されない。

13.2.1-1-15-4) シフトレバー

シフトノブの変更のみ認められる。

13.2.1-1-15-5) ディファレンシャルおよびファイナルギア

ファイナルギアは一切の変更および改造は許されない。

車両の純正ハウジングを改造することなく装着出来る機械式 LSD の装着は認められる。

13.2.1-1-16) サスペンション

13.2.1-1-16-1) ショックアブソーバー

下記 TRDC 指定部品の使用が義務付けられる。TRDC 認定部品の改造・仕様の変更は一切許されない。

品番：48000-NP120（アブソーバーセット&スプリングセット）

品番：48030-NP130（補給用アブソーバーセット）

品番：48510-NP190（補給用フロントショックアブソーバーRH）

品番：48520-NP100（補給用フロントショックアブソーバーLH）

品番：48530-NP110（補給用リヤショックアブソーバーRR）

13.2.1-1-16-2) スプリング

下記 TRDC 指定部品の使用が義務付けられる。TRDC 認定部品の改造・仕様の変更は一切許されない。

スプリングインシュレーターの取り外しおよび変更は許されない。

品番：48000-NP120（アブソーバーセット&スプリングセット）

品番：48130-NP140（補給用スプリングセット）

品番：48131-NP140（補給用フロントコイルスプリング）

品番：48231-NP160（補給用リヤコイルスプリング）

13.2.1-1-16-3) 取付・素材

材料の追加によるサスペンションおよびその他の取り付け部の補強は認められる。

サスペンションの補強部が、中空体を作ることは許されない。

部分的であっても、全体的であっても複合素材（カーボンコンポジット）から成るサスペンション部材の使用は許されない。

13.2.1-1-16-4) スタビライザー

ブッシュ・ブラケット（リンクを含む）を含み変更することができ、取り付けはボルトオンによるものとし、

車室内から調整可能であってはならない。新規取付および取外すことは許されない。

13.2.1-1-17) 制動装置

13.2.1-1-17-1) 制動装置・ブレーキパッド

同一車両型式に設定されている純正部品で、改造および加工の必要なく取り付けられるものに限り使用が認められる。
ブレーキホースの変更は自由。ただし、ボルトオンにて装着が可能であること。
ブレーキパッドについては、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。
ABS の作動停止を目的とした改造は一切許されない。
純正部品の金属製配管の変更・加工は一切許されない。

13.2.1-1-17-2) 操作装置

使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更のみ認められる。

13.2.1-1-17-3) バックプレート

保護用プレートは取外したり曲げたりすることが認められる。

13.2.1-1-17-4) プロポージョニングバルブ

プロポージョニングバルブの装着は一切許されない。

13.2.1-1-17-5) ブレーキキャリパー

純正部品からの加工、変更は許されない。
ブレーキキャリパー内のピストンの背後にノックバック防止を目的としたスプリングを追加することは認められる。

13.2.1-1-17-6) ブレーキディスク

純正部品からの加工、変更およびサイズまたは材質の変更は許されない。

13.2.1-1-17-7) ハンドブレーキ

当初の機能を維持していなければならない。RJ・RPN・RF 各規定に沿った仕様であること。

13.2.1-1-17-8) スクレッパー

ブレーキディスクやホイールに集積した泥をかき出す装置（スクレッパー）の追加は認められる。

13.2.1-1-18) 操舵装置

パワーステアリングとラックを繋いでいる配管の加工、変更は許されない。

13.2.1-1-19) タイヤおよびホイール

下記要件を満たさなければならない。

タイヤ
1. 下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。 — 公道走行が認められている住友ゴム工業(株)「DIREZZA」ブランドおよび横浜ゴム(株)「ADVAN」ブランドの一般市販ラリースタイア 他タイヤメーカー銘柄の追加承認、上記使用可能タイヤに変更があった場合は、改めて TRDC 事務局より公示する。 — 「M+S」、「M・S」、「M&S」表示のある縦溝と横溝で構成されるブロックパターンのタイヤ — 縦溝のみ、または横溝のみのパターンは認められない。 — タイヤサイズ：185/60R15 — 使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン
2. スノーイベントについてのみ下記の条件を満たしたタイヤの使用を認める。 — 公道走行が認められている国内一般市販スタッドレスタイヤ なお、モータースポーツ用スタッドレスタイヤおよびスタッドタイヤの使用は認められない。 — 「M+S」、「M・S」、「M&S」表示のある縦溝と横溝で構成されるブロックパターンのタイヤ — 縦溝のみ、または横溝のみのパターンは認められない。 — タイヤサイズ：185/60R15 — 使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン
3. 競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
4. スリップサインが出ていないこと。 タイヤトレッド中心より両側 55mm の範囲内は常にタイヤ溝深さを 1.6mm 以上有すること。
5. 本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール
1. 材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
2. 部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3. リム幅は 5J(JJ), 5.5J(JJ), 6J(JJ), 6.5J(JJ)のみ許され、フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。

4. インセットは自由。
5. ナットの材質および形状の変更が認められるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6. ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。
共通
1. タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2. タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3. 参加車両には、1 本または 2 本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。
4. スペアタイヤのサイズを変更したことによって、当初の格納カバーが装着できない場合はそれを取り除くことができる。

13.2.1-1-20) 車体

13.2.1-1-20-1) アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリーは、車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。

ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。

特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

13.2.1-1-20-2) ワイパー

前後ワイパーブレードの変更のみ認められる。

13.2.1-1-20-3) 車体外部

12.2.1-1-20-4) ~12.2.1-1-20-9) を簡易的（蝶ねじ等）または固定的（ボルト、ナット等）に取り付ける場合を除き、全長、全幅および全高は変更しないこと。

道路運送車両の保安基準に合致していること。

13.2.1-1-20-4) 空力装置(エアロパーツ)

純正部品、純正オプション部品のみ装着が認められる。

装着する場合は、2020 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.2.1-1-20-5) フロントスポイラー

純正部品、純正オプション部品のみ装着が認められる。純正部品であっても、その車両のメーカーラインオフ時に装着されたもの以外のものの装着は許されない。一体型を含みバンパーの変更は許されない。

13.2.1-1-20-6) リアスポイラー

純正部品、純正オプション部品のみ装着が認められる。

ただし、トランクおよびリアゲートとの一体型は許されない。

13.2.1-1-20-7) サイドスカート

フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分への装着・変更に関し認められる。

13.2.1-1-20-8) マッドフラップ

装着することが認められる。

装着する場合は、2020 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.2.1-1-20-9) アンダーガード

装着を強く推奨とする。ただし、空力効果を発生させるものであってはならない。

また、下記の条件を満たすものを推奨する。

①材質はジュラルミン製またはアルミ製であること

②板厚は 3mm 以上であること

なお、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、

前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸縮させることができる。

これらは最小限の加工により取り付けられること。

13.2.1-1-21) 車体内部

13.2.1-1-21-1) コクピット

スペアコンプリートホイール、工具、安全装置、通信装置とその付属品のみ取付が認められる。

コクピット内に位置するヘルメットと工具の収納容器は、非可燃性の材質で作られていなければならない。

それは火災の場合に有毒ガスを発生してはならない。

13.2.1-1-21-2) 換気装置

オリジナルの換気装置（デフロスター、ヒーター）を保持しなければならない。

13.2.1-1-21-3) 内装

2020 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.2.1-1-21-4) 座席

変更することが認められる。

変更する場合は、2020 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.2.1-1-21-5) 隔壁

ロールバーの装着による乗車定員変更に伴い後部座席を除去した場合、難燃性の隔壁板を溶接、リベットおよびビスにより取付けることができる。

ただし、隔壁板は後方視界に支障が出ない範囲に設置され、ロールバーやタワーバーと連結されてはならない。

13.2.1-1-21-6) 補強

2020 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.2.1-1-21-7) タワーバー

メーカーラインオフ時に当初から装着されているタワーバーについては、取付点を変更しなければ他のものに交換することができる。

ボディやその他の純正部品を加工して取り付けことは許されない。

マスターシリンダーストップパーの装着が認められる。

ただし、その取付けに当り内張りを改造する場合は最小限にとどめること。

13.2.1-1-22) ジャッキ

ジャッキアップポイントの補強、移動、追加は認められるが、

あくまでもその改造はジャッキアップを目的としたものに限定される。

13.2.1-1-23) 電気系統

13.2.1-1-23-1) 灯火

13.2.1-1-23-1-1) 前部霧灯（フォグランプ）

装着することが認められる。

装着する場合は、2020 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

道路運送車両の保安基準に合致していること。

13.2.1-1-23-1-2) ヘッドライト

2020 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.2.1-1-23-1-3) 後退灯

後退灯は、ギアレバーの後退と必ず連動していること。

13.2.1-1-23-2) バッテリー

純正部品および純正部品と同じ本体外寸の同等品への本体の変更は認められる。

また、寒冷地仕様車のみ標準車搭載品および標準車搭載品と同じ本体外寸の同等品への変更が認められる。

13.2.1-1-23-3) E.C.U.

追加および加工・変更等の改造は一切許されない。

純正の制御からの変更は一切許されない。

13.2.1-1-23-4) 点火系統

点火プラグの変更に限り認められる。

13.2.1-1-23-5) セルモーター

一切の変更および改造は許されない。

13.2.1-1-23-6) バッテリーケーブル

加工、変更は許されない。

13.2.1-1-23-7) ダイナモ・オルタネーター

加工、変更は許されない。

13.2.1-1-24) 燃料系統

13.2.1-1-24-1) 燃料タンク・回路

燃料タンクは燃料ポンプ、燃料配管を含みメーカーラインオフ状態を維持すること。

13.3) CUP-2 (ZN6/ZC6) 車両規定

13.3.1) 一般改造規定

13.3.1-1) 一般改造規定

参加車両は、2020 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編による RPN・RJ・RF 車両であること。
また、本規則書一般規定および安全規定を全て満たし、かつ、次の各項に従ったものでなければならない。

当規定で定められていない項目は全て当初のままで、加工、変更および改造は一切許されない。
さらに、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着は、
その効果の有無を問わず一切認められない。

TRDC 事務局が車検時に使用する故障診断システムにおいて異常と判断される状態であってはならない。

13.3.1-1-1) エンジンおよび補機

13.3.1-1-1-1) エンジン本体

国内で販売されている ZN6 および ZC6 用純正部品に限り使用が許される。
純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

13.3.1-1-1-2) エンジンシールドおよびエンジンアンダーカバー

エンジンルーム内に機械部品を隠すことを目的としたプラスチック製エンジンシールドは、
美観を保つこと以外に機能を有さないものであれば、取外すことが認められる。

13.3.1-1-1-3) アクセルケーブル

加工、変更は許されない。

13.3.1-1-1-4) ボルトおよびねじ

加工、変更は許されない。

13.3.1-1-1-5) フライホイール

加工、変更は許されない。

13.3.1-1-1-6) ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が認められる。

13.3.1-1-1-7) ラジエター

本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。また、導風板やダクトの取り付けも許されない。
ただし、ラジエターキャップは変更が認められる。

13.3.1-1-1-8) ラジエターファン

加工、変更および取外しは許されない。

13.3.1-1-1-9) ラジエター配管

リザーバータンクの加工、変更等の改造は許されない。また、ホース類の変更も許されない。
ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は認められる。

13.3.1-1-1-10) サーモスタット

変更は自由。ただし、取り付け部の加工は許されない。

13.3.1-1-1-11) オイルクーラー

装着は認められない。
ただし、「トヨタ 86"86Racing」「BRZ RA"Racing」は標準装着のものに限り使用が認められる。
仕様は全て当初のままとし、加工、移設、変更および取り外しは許されない。

13.3.1-1-1-12) オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

13.3.1-1-1-13) オイルフィルター

変更は自由。ただし、当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

13.3.1-1-1-14) オイルパン

加工、変更等の改造は許されない。
ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は認められる。

13.3.1-1-2) 点火装置

13.3.1-1-2-1) スパークプラグ

同等品への変更のみ認められる。

13.3.1-1-2-2) レブ・リミッター

加工、変更は許されない。

13.3.1-1-2-3) ハイテンションコード

同等品への変更が認められる。

13.3.1-1-3) 電子制御装置

電子制御にかかわる部品の一切の加工、変更は許されない。

13.3.1-1-4) データロギング（エンジン制御データおよび実走行データ記録装置）

データロギングシステムの使用は認められるが、入力側のセンサーはその機能を含みメーカーラインオフ状態の仕様であること。
ただし、水温、油温、油圧、エンジン回転についてはセンサーの追加も認められる。
純正部品から車両のデータを変更することは一切許されない。

13.3.1-1-5) 冷却装置

サーモスタットおよびラジエターキャップの変更のみ認められる。

13.3.1-1-6) インジェクションシステム

純正部品からの加工、部品の変更は一切許されない。

13.3.1-1-7) 吸気装置（エアクリーナー）

エレメントの変更のみ認められる。

13.3.1-1-8) 潤滑油系統

加工、変更は許されない。

13.3.1-1-9) 排気系

変更することが認められる。
変更する場合は、2020 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編および
第 4 編付則「ラリー車両およびスピード SA 車両の後付マフラーに関する付則」に従い、
「純正品表示」「装置型式指定品表示」「性能等確認済表示」のいずれかの表示があること。
マフラーの脱落防止を目的とした補強は認められる。

13.3.1-1-10) シリンダーヘッドガスケット

純正からの加工、変更は一切許されない。

13.3.1-1-11) オートクルーズ

装置の接続は外すことが認められる。

13.3.1-1-12) 総排気量

加工、変更は許されない。

13.3.1-1-13) 過給機

装着は許されない。

13.3.1-1-14) シャシー

13.3.1-1-14-1) 駆動方式

駆動方式の変更は許されない。

13.3.1-1-14-2) 最低地上高

9cm（アンダーガードを含む）を確保すること。
また、車両の 1 つの側面すべてのタイヤの空気が抜けた場合であっても、車両のいかなる部分も地面に接してはならない。
このテストは出走状態で（ドライバーが搭乗し）平坦な地面で行われる。

13.3.1-1-14-3) ラバーマウントおよびブッシュ

TRDC 認定部品への変更もしくは純正部品の使用のみ認められる。認定部品の加工や改造は許されない。

品番：	41651-ZN600	(デフマウントクッション LH)
品番：	41651-ZN610	(デフマウントクッション RH)
品番：	48609-ZN600	(フロントアッパーサポート)
品番：	48654-ZN600	(ロアアームブッシュ No.1)
品番：	48655-ZN600	(ロアアームブッシュ No.2)
品番：	48747-ZN600	(リヤ・ラテラル・コントロールロッドブッシュ)
品番：	48725-ZN600	(リヤ・アッパー・アームブッシュ)
品番：	48725-ZN620	(リヤ・サスペンションアームブッシュ・No.1)
品番：	48725-ZN630	(リヤ・サスペンションアームブッシュ・No.2)
品番：	48849-ZN600	(リヤスタビライザーリンクブッシュ)
品番：	52271-ZN600	(リヤ・サスペンションメンバーブッシュ)
品番：	45516-ZN600	(ステアリングラックハウジングブッシュ)
品番：	48700-ZN610	(ラテラルリンクセット)

13.3.1-1-15) 駆動装置

13.3.1-1-15-1) クラッチ

クラッチディスクおよびクラッチカバーは変更することが認められる。
ただし、数および直径の変更、ならびにカーボン製の使用は許されない。

13.3.1-1-15-2) フライホイール

純正部品のみ使用が許される。純正部品に対する一切の加工・仕様変更も許されない。

13.3.1-1-15-3) ギアボックス

純正部品のみ使用が認められる。純正からの一切の加工、変更は許されない。

13.3.1-1-15-4) シフトレバー

シフトノブの変更のみ認められる。

13.3.1-1-15-5) ディファレンシャルおよびファイナルギア

ファイナルギアの変更は、同一型式に設定されている純正部品で、
改造および加工の必要なく取り付けられる最終減速比 4.1 および 4.3 のファイナルギアのみ装着が認められる。
量産ハウジングを改造することなく装着出来る機械式 LSD の装着は認められる。

13.3.1-1-16) サスペンション

13.3.1-1-16-1) ショックアブソーバー

下記 TRDC 指定部品の使用が義務付けられる。TRDC 認定部品の改造・仕様の変更は一切許されない。

品番：	48000-ZN610	(アブソーバーセット&スプリングセット)
品番：	48030-ZN610	(補給用アブソーバーセット)
品番：	48510-ZN650	(補給用フロントショックアブソーバー-RH)
品番：	48520-ZN650	(補給用フロントショックアブソーバー-LH)
品番：	48530-ZN650	(補給用リヤショックアブソーバー-RR)

13.3.1-1-16-2) スプリング

下記 TRDC 指定部品の使用が義務付けられる。TRDC 認定部品の改造・仕様の変更は一切許されない。
スプリングインシュレーターの取り外しおよび変更は許されない。

品番：	48000-ZN610	(アブソーバーセット&スプリングセット)
品番：	48130-ZN620	(補給用スプリングセット)
品番：	48131-ZN660	(補給用フロントコイルスプリング)
品番：	48231-ZN660	(補給用リヤコイルスプリング)

13.3.1-1-16-3) 取付・素材

材料の追加によるサスペンションおよびその他の取り付け部の補強は認められる。
サスペンションの補強部が、中空体を創ることは許されない。
部分的であっても、全体的であっても複合素材（カーボンコンポジット）から成るサスペンション部材の使用は許されない。

13.3.1-1-16-4) スタビライザー

ブッシュ・ブラケット（リンクを含む）を含み変更することができるが、取り付けはボルトオンによるものとし、
車室内から調整可能であってはならない。
新規取付および取外すことは許されない。

13.3.1-1-17) 制動装置

13.3.1-1-17-1) 制動装置・ブレーキパッド

同一車両型式に設定されている純正部品で、改造および加工の必要なく取り付けられるものに限り使用が認められる。
ブレーキホースの変更は認められる。
ただし、ボルトオンにて装着が可能であること。
ブレーキパッドについては、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が認められる。
ABS の作動停止を目的とした改造は許されない。
純正部品の金属製配管の変更・加工は許されない。

13.3.1-1-17-2) 操作装置

使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更のみ認められる。

13.3.1-1-17-3) バックプレート

保護用プレートは取外したり曲げたりすることが認められる。

13.3.1-1-17-4) プロポージョニングバルブ

プロポージョニングバルブの装着は一切許されない。

13.3.1-1-17-5) ブレーキキャリパー

純正部品からの加工、変更は許されない。
ブレーキキャリパー内のピストンの背後にノックバック防止を目的としたスプリングを追加することは認められる。

13.3.1-1-17-6) ブレーキディスク

加工、変更およびサイズまたは材質の変更は許されない。

13.3.1-1-17-7) ハンドブレーキ

当初の機能を維持していなければならない。RJ・RPN・RF 各規定に沿った仕様であること。

13.3.1-1-17-8) スクレッパ

ブレーキディスクやホイールに集積した泥をかき出す装置（スクレッパー）の追加は認められる。

13.3.1-1-17-9) 操舵装置

パワーステアリングとラックを繋いでいる配管の加工、変更は許されない。

13.3.1-1-18) タイヤおよびホイール

下記要件を満たさなければならない。

タイヤ
1. 下記の条件を満たしたもののみ使用を認める。 — 公道走行が認められている住友ゴム工業(株)「DIREZZA」ブランドおよび横浜ゴム(株)「ADVAN」ブランドの一般市販ラバータイヤ 他タイヤメーカー銘柄の追加承認、上記使用可能タイヤに変更があった場合は、改めて TRC 事務局より公示する。 — 「M+S」、「M・S」、「M&S」表示のある縦溝と横溝で構成されるブロックパターンのタイヤ — 縦溝のみ、または横溝のみのパターンは認められない。 — タイヤサイズ：195/65R15、205/65R15 — 使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン
2. スノーイベントについてのみ下記の条件を満たしたタイヤの使用を認める。 — 公道走行が認められている国内一般市販スタッドレスタイヤ なお、モータースポーツ用スタッドレスタイヤおよびスタッドタイヤの使用は認められない。 — 「M+S」、「M・S」、「M&S」表示のある縦溝と横溝で構成されるブロックパターンのタイヤ — 縦溝のみ、または横溝のみのパターンは認められない。 — タイヤサイズ：185/65R15、195/65R15、205/65R15 — 使用するタイヤはいずれも同一ブランド・同一パターン
3. 競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
4. スリップサインが出ていないこと。 タイヤトレッド中心より両側 55mm の範囲内は常にタイヤ溝深さを 1.6mm 以上有すること。
5. 本体およびトレッド面への加工・ウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等の一切は認められない。
ホイール
1. 材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。
2. 部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3. リム幅は 5J(JJ), 5.5J(JJ), 6J(JJ), 6.5J(JJ), 7.0J(JJ)のみ許され、

フロントおよびリヤは同サイズ(インセット含まず)とする。
4. インセットは自由。
5. ナットの材質および形状の変更が認められるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。
6. ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。 また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。
共通
1. タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
2. タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
3. 参加車両には、1 本または 2 本のスペアを搭載しなければならない。 また、スペアは確実に固定されていること。
4. スペアタイヤのサイズを変更したことによって、当初の格納カバーが装着できない場合はそれを取り除くことができる。

13.3.1-1-19) 車体

13.3.1-1-19-1) アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリーは、車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。

ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。

特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

13.3.1-1-19-2) ワイパー

前後ワイパーブレードの変更のみ認められる。

13.3.1-1-19-3) 車体外部

13.3.1-1-19-4) ~13.3.1-1-19-9) を簡易的（蝶ねじ等）または固定的（ボルト、ナット等）に取り付ける場合を除き、全長、全幅および全高は変更しないこと。

道路運送車両の保安基準に合致していること。

13.3.1-1-19-4) 空力装置(エアロパーツ)

純正部品、純正オプション部品のみ装着が許される。

装着する場合は、2020 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.3.1-1-19-5) フロントスポイラー

純正部品、純正オプション部品のみ装着が認められる。純正部品であっても、その車両のメーカーラインオフ時に装着されたもの以外のものの装着は許されない。一体型を含みバンパーの変更は許されない。

13.3.1-1-19-6) リアスポイラー

純正部品、純正オプション部品のみ装着が認められる。

ただし、トランクおよびリアゲートとの一体型は許されない。

13.3.1-1-19-7) サイドスカート

フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分への装着・変更が認められる。

13.3.1-1-19-8) マッドフラップ

装着することが認められる。

装着する場合は、2020 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.3.1-1-19-9) アンダーガード

装着を強く推奨とする。ただし、空力効果を発生させるものであってはならない。

また、下記の条件を満たすものを推奨する。

①材質はジュラルミン製またはアルミ製であること

②板厚は 3mm 以上であること

なお、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、

前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸縮させることができる。

これらは最小限の加工により取り付けられること。

13.3.1-1-20) 車体内部

13.3.1-1-20-1) コクピット

スペアコンプリートホイール、工具、安全装置、通信装置とその付属品に限り取付が認められる。

コクピット内に位置するヘルメットと工具の収納容器は、非可燃性の材質で作られていなければならない。

それは火災の場合に有毒ガスを発生してはならない。

13.3.1-1-20-2) 換気装置

オリジナルの換気装置（デフロスター、ヒーター）を保持しなければならない。

13.3.1-1-20-3) 内装

2020 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.3.1-1-20-4) 座席

変更することが認められる。

変更する場合は、2020 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.3.1-1-20-5) 隔壁

ロールバーの装着による乗車定員変更に伴い後部座席を除去した場合、難燃性の隔壁板を溶接、リベットおよびビスにより取付けることができる。

ただし、隔壁板は後方視界に支障が出ない範囲に設置され、ロールバーやタワーバーと連結されてはならない。

13.3.1-1-20-6) 補強

2020 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

13.3.1-1-20-7) タワーバー

サスペンションのアップアーマウント取付位置および取付けボルトのみを使用して取付けられているものであれば、サスペンション形式を問わず取付けおよび変更は認められる。

マスターシリンダーストップバーの装着が認められる。

ただし、その取付けに当り内張りを改造する場合は最小限にとどめること。

13.3.1-1-20-8) ジャッキ

ジャッキアップポイントの補強、移動、追加は認められるが、

あくまでもその改造はジャッキアップを目的としたものに限定される。

13.3.1-1-21) 電気系統

13.3.1-1-21-1) 灯火

13.3.1-1-21-1-1) 前部霧灯（フォグランプ）

装着することが認められる。

装着する場合は、2020 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

道路運送車両の保安基準に合致していること。

13.3.1-1-21-1-2) ヘッドライト

ハイビームは走行要件を満たすことを条件に追加、変更が認められる。

ヘッドライトの保護用カバーの取付は認められるが、

いかなる場合でも空力特性並びに冷却特性に影響を及ぼすものであってはならない。

13.3.1-1-21-1-3) 後退灯

後退灯は、ギアレバーの後退と必ず連動していること。

13.3.1-1-21-2) バッテリー

純正品および純正品と同じ本体外寸の同等品への本体の変更は認められる。

また、寒冷地仕様車のみ標準車搭載品および標準車搭載品と同じ本体外寸の同等品への変更が認められる。

13.3.1-1-21-3) E.C.U.

追加および加工・変更等の改造は一切許されない。

純正の制御からの変更は一切許されない。

13.3.1-1-21-4) バッテリーケーブル

加工、変更は許されない。

13.3.1-1-21-5) ダイナモ・オルタネーター

加工、変更は許されない。

13.3.1-1-21-6) ヒューズ

電気系統のヒューズの追加は認められる。

13.3.1-1-22) 燃料系統

13.3.1-1-22-1) 燃料タンク・回路

燃料タンクは燃料ポンプ、燃料配管を含みメーカーラインオフ状態を維持すること。

第 14 条 統一解釈

本規定は道路運送車両の保安基準に適合し、できる限り変更・改造の範囲を最小限に留めた廉価な車両で平等な条件の下に、一人でも多くの人々が参加できることを目的として作成されたものである。

指定部品または認定部品を含む部品類およびタイヤ等定期交換や補給が必要となる消耗品類の一切に関わらず、

いついかなる時・いかなる場所・いかなる者においても購入や入手が可能なものでなくてはならず、

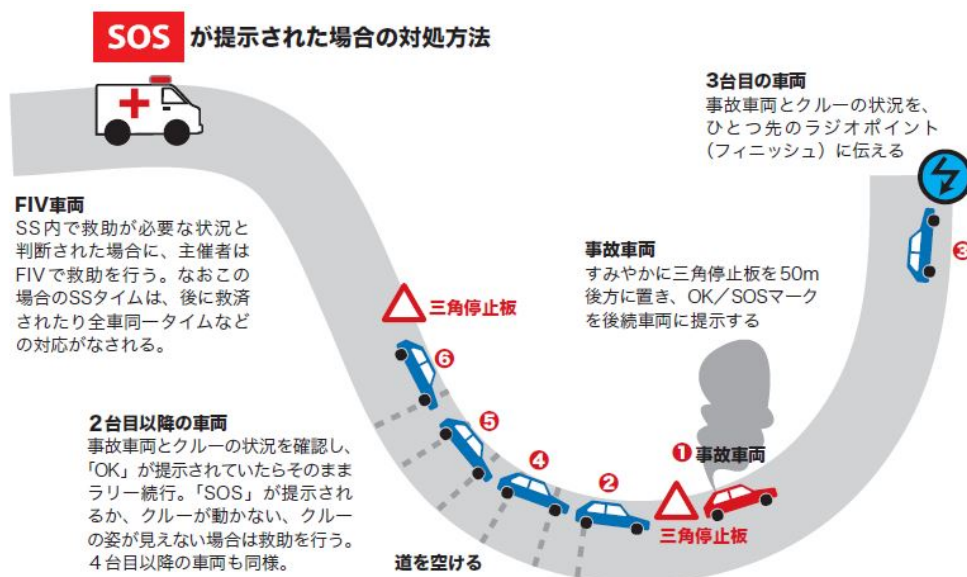
たとえ外観・品番・呼称等が同一であっても著しい機能・性能的特徴差を有する場合、本条の解釈に反するものと見做す。

本規則の解釈に万一疑義を生じた場合は技術委員長の解釈をもって最終とする。

TRD RALLY CUP の参加者は以下を遵守しなければならない。

第 15 条 クルーの遵守事項

1. クルーは、競技運営上あらゆる規定、指示に従い常に明朗公正に言動し、大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような行動をしてはならない。
 2. 競技中いかなる時も道路交通法の遵守を最優先とすること。
 3. 一般車両および歩行者、地域住民に迷惑を及ぼさないこと。
 4. 他車に追従する場合または対向車のある場合は前照灯の照射方向を下向きに変更すること。
 5. 明らかに追いつそうとしている車両がある場合は、安全かつ速やかに進路を譲ること。
 6. 登録したクルー以外は乗車してはならない。
 7. リタイヤした場合は、直ちに最寄りのオフィシャルにリタイヤ届を提出すること。
提出が不可能な場合は、電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
また、ゼッケン、ラリー競技会之証およびその他競技会関係貼付物を取り除くこと。
 8. 走行中は、シートベルトを必ず装着し、タイムトライアルを行う場合やオーガナイザーが指示した場所では必ずヘルメットを装着し、サイドウィンドウを閉めて走行すること。
 - 9.0 競技参加者（クルー）の安全
 - 9.1 SS で参加車両がやむを得ず停車した場合、クルーはその場所から少なくとも 50m 手前の目立つ場所に反射式の三角停止板を配置し、後続車両に適切な合図を行わなければならない。
なお、車がコース上にない場合も三角停止板を配置しなければならない。
この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。
 - 9.2 参加車両には、片面に赤字で「SOS」、もう片面には緑字で「OK」と書かれた A3 判のカードが搭載されており、救急医療措置が不要な場合、もしくは消火が必要でない場合は、「OK」ページを少なくとも 3 台の後続車に明瞭に提示すること。
また、他に援助を行おうとしている物（ヘリコプター等）があれば、それらに対しても同様に提示すること。
停車車両がコース上の場合、状況に応じて停車状態をボディアクション等で後続車両に対し当該区間最終車両通過まで合図をすること。
 - 9.3 その後速やかに復帰が可能か否かを判断すること。
 - 9.4 復帰可能と判断した場合、安全確保を最優先に作業を実施する。
特に後続車両が接近した場合は、作業を中断して安全な場所へ退避すること。
 - 9.5 復帰不可能と判断した場合、当該区間最終参加車両通過まで車外の安全な場所で退避すること。
 - 9.6 クルーが車両から離れる場合、後続車にはっきりと見える場所に「OK」ページを提示しておくこと。
 - 9.7 近接した地点に複数車両が停止した場合、それぞれの車両が上記 9.1~9.6 を実施すること。
 - 9.8 救急医療措置が必要な場合もしくは消火が必要な場合は赤色の「SOS」ページを提示すること。
これが提示されていた場合、後続車は下記の手順に従う。
また「OK」「SOS」のどちらの提示も無く、車両がかなりのダメージを負っていてクルーが車両内にいると思われる場合も同様の手順に従うこと。
- ① 助するために直ちに停止する。
その他の後続の車両も停止し、事故現場に 2 番目に到着した車両は、事故のことを知らせるために次のラジオポイントまで行く。
ラジオポイントを過ぎている場合は、ゴール地点 TC まで行く。
 - ② れ以降の後続車は緊急車のための車幅を空けて停止し、援助を行う。



細則 1 SS 内の緊急時におけるクルーの遵守事項手順

第 16 条 参加車両検査

1. すべての参加車両はオーガナイザーの指定した場所および時間において、車両検査を受けなければならない。
2. 規定の時間内に車両検査に合格しない車両のスタートは認められない。
3. ゴール後の暫定結果に従い、上位入賞車両に対して車両検査を行う。
4. 競技中であっても、技術委員長が必要と認めた場合は、車両検査を行う場合がある。
5. 本条 3 および 4 において、技術委員長が要求する車両各部の分解および検査終了後の再組立は、すべてクルーの用意する人員、工具、部品、費用によって行うものとする。
6. 必要に応じて車両保管を行う場合がある。
その場合、車両保管場所へのクルーおよびその関係者の立ち入りは認められない。

第 17 条 ゼッケン・スポンサーマークの指定

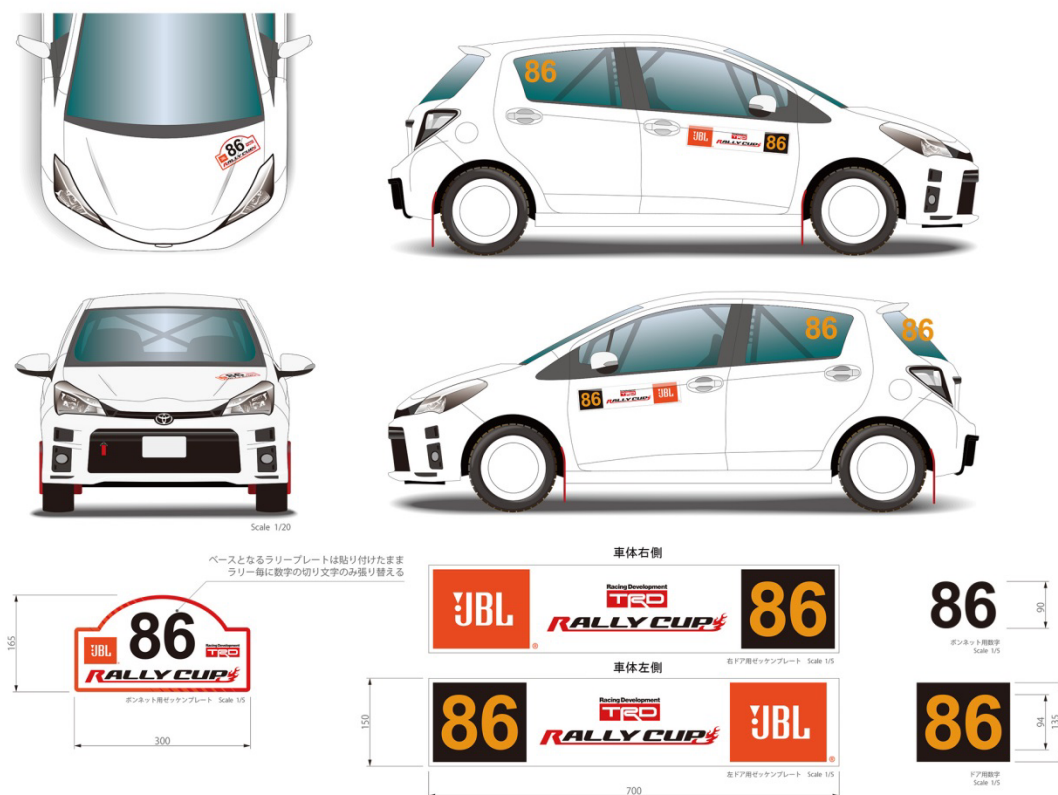
17.1) TRD RALLY CUP by JBL における指定

1. ステッカーは大会開催日前日および当日の参加受付においてクルーに直接配布する。
2. ゼッケンは大会開催日当日のレキ受付および参加受付において一部もしくは全てをクルーに直接配布する。
刃物による加工やサイズを変更するような、著しくアレンジを加えた貼付は認められない。
3. 指定ステッカーおよびゼッケンは指定位置に貼付しなければならない。
技術員により、これらが適切に貼付されていないと判断される場合、次大会までには是正措置を講じなければならない。
4. 下記添付例は暫定であり、別途公示のうえ各ラウンドでのステッカー配布時に正式なテンプレートを配布する。

番号	貼付箇所	貼付物
(1)	左右ドア	ゼッケン (小), 指定ステッカー
(2)	エンジンフード	ゼッケン (小), 指定ステッカー
(3)	左右後方窓・後窓	オレンジゼッケン

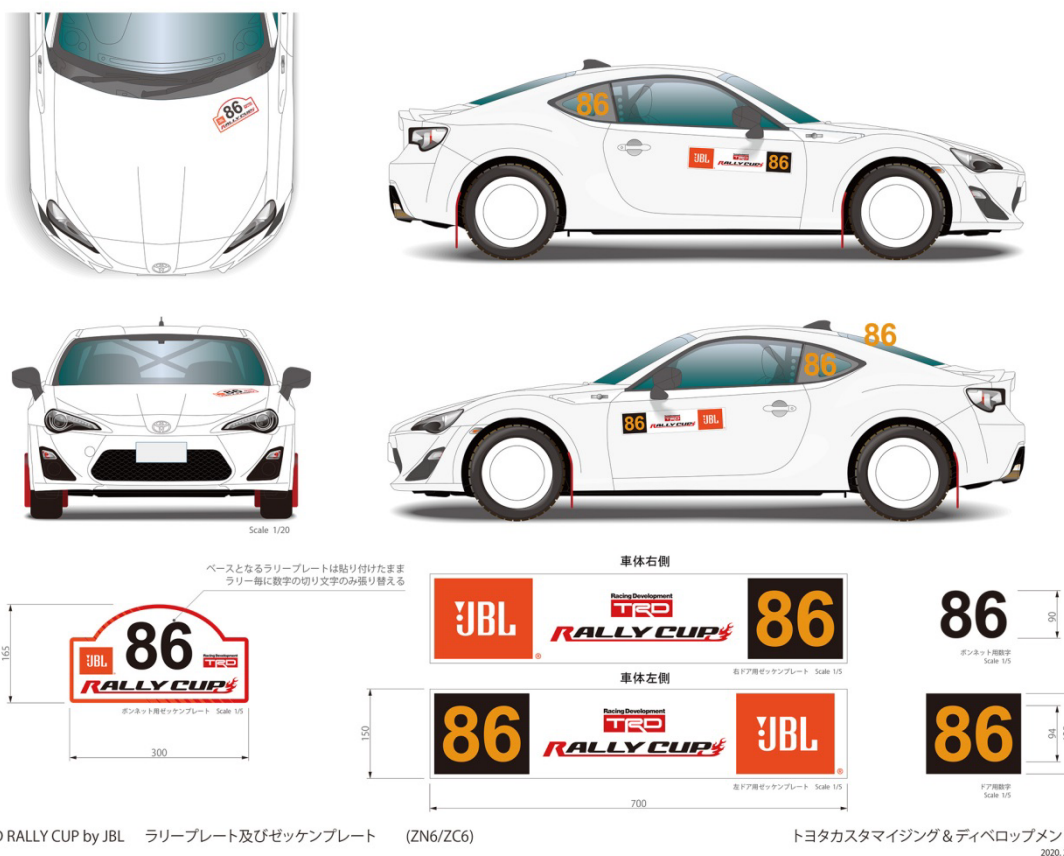
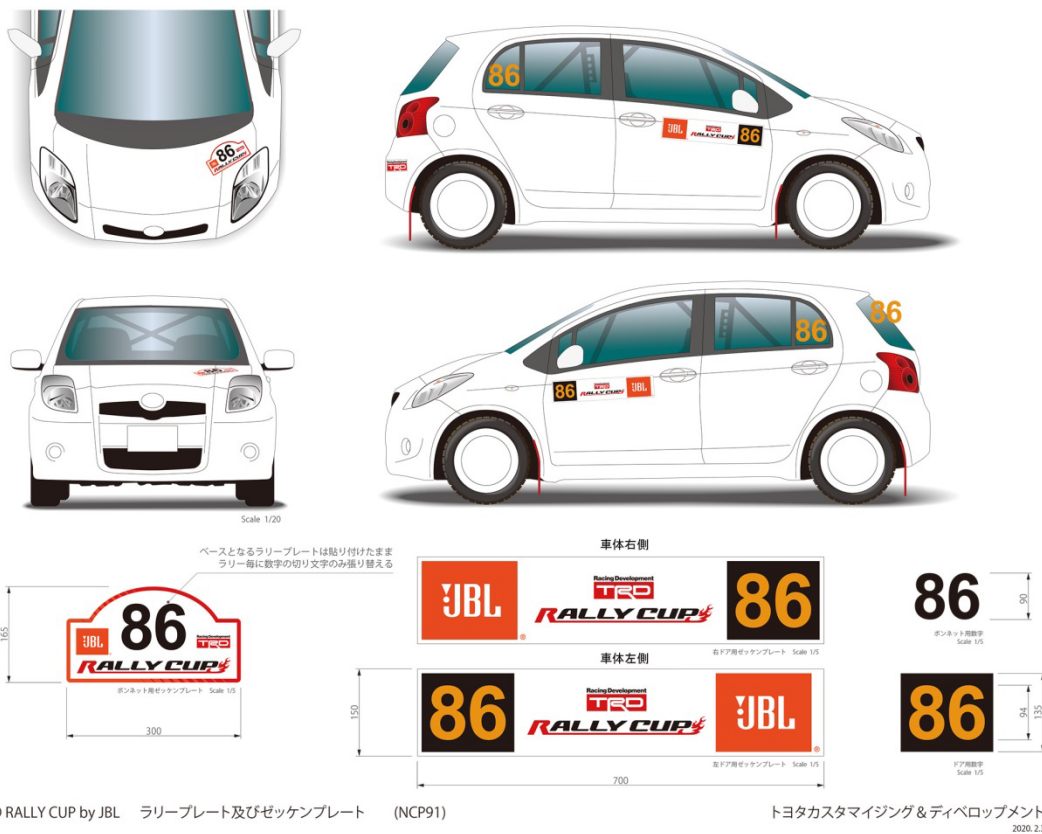
※「JAF 公認ラリー競技会之証」は必ず携帯および車両に貼付すること。

貼付けは助手席側後部窓に内側から行い、車両外部から容易に確認が出来ること。



2020 TRD RALLY CUP by JBL ラリープレート及びゼッケンプレート (NCP131)

トヨタカスタマイジング&ディベロップメント
2020.2.3



第 18 条 賞典

18.1) TRD RALLY CUP 各大会賞典

CUP-1、CUP-2 は、1～3 位に対してメダル・盾および賞典を授与する。
ただし、各クラスとも参加台数の 30%(小数点以下切り上げ)の範囲内とする。
また、上記以外に特別賞を授与する場合がある。

18.2-1) TRD RALLY CUP by JBL シリーズポイント

下記の通り TRD RALLY CUP by JBL 2020 シリーズポイントを与える。

CUP-1、CUP-2 の 1 位～6 位および各 SS において単独のクラストップタイムに対して、
以下のようにシリーズポイントを与える。

クラス順位	-	獲得ポイント
1 位	-	10
2 位	-	6
3 位	-	4
4 位	-	3
5 位	-	2
6 位	-	1
各 SS 単独トップタイム	-	1

18.2-2) TRD RALLY CUP by JBL シリーズ・有効ポイント

1. ポイントは、TRD RALLY CUP by JBL 2020 シリーズ開催 5 戦のうち、計 3 戦を有効とし、
その合計で順位を決定する。
計 3 戦の有効ポイントには、クラス順位ポイントと獲得した S S ポイントの合計を含む。
2. 入賞回数が本項 1. を超過する場合、下記の順で決定する。
 - (1) 1 ラウンドあたりの獲得ポイントが多いもの
 - (2) 早い日程のラウンドでの入賞
3. 各シリーズランキングにおいて同ポイントの場合は下記の順で決定する。
 - (1) 上位入賞回数の多い者
 - (2) S S 獲得ポイントの多い者
 - (3) S S 上位回数の多い者
4. 全てのクラスにおいて、シリーズ参加台数が少数の場合、
TRDC 事務局の判断でシリーズ表彰対象人数を削減する場合がある。
5. 年間表彰は、開催有無を含めて別に定める。

第 19 条 モラル・マナーの遵守

クルーおよび関係者は法律および条令またはこれに準ずるもののみならず、
社会通念における一般常識に対して厳格にこれを遵守する義務を負う。

第 20 条 規則の熟知および遵守

クルーおよび関係者はラリーの諸規則ならびに当該大会別に定められた諸規則を熟知し、これを遵守すると共に、
各大会オーガナイザーおよび競技役員の指示に従う義務を負うものとする。

第 21 条 本規則の解釈

本規則および競技に関する諸規則の解釈についての疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を以って最終とする。

第 22 条 本規則の施行

本規則を 2020 年 4 月 6 日より施行する。